

## 宮崎県議会情報公開条例施行規程

平成15年3月31日議会告示第1号  
改正 平成16年4月1日議会告示第2号  
改正 平成17年4月1日議会告示第3号  
改正 平成18年3月31日議会告示第4号  
改正 平成19年3月30日議会告示第4号  
改正 平成20年3月31日議会告示第3号  
改正 平成26年3月20日議会告示第2号  
改正 平成28年3月24日議会告示第1号  
改正 平成31年2月7日議会告示第1号  
改正 令和5年3月30日議会告示第3号

### (趣旨)

**第1条** この規程は、宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例27号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

### (公文書開示請求書)

**第2条** 条例第6条第1項に規定する書面は、公文書開示請求書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第6条第1項第3号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求をするものの連絡先
- (2) 開示方法及び郵送による交付の希望の区分

### (公文書開示請求書補正要求書等)

**第3条** 条例第6条第2項の規定による公文書開示請求書の補正の要求を書面により行うときは、公文書開示請求書補正要求書（別記様式第2号）によるものとする。

2 前項に規定する補正の要求を受けた開示請求者が当該補正を書面により行うときは、公文書開示請求書補正書（別記様式第3号）によらなければならない。

### (公文書開示決定通知書等)

**第4条** 条例第10条第1項の規定による通知（以下「開示決定通知」という。）は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（別記様式第4号）
- (2) 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（別記様式第5号）

2 条例第10条第2項の規定による通知は、公文書不開示決定通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

### (決定期間延長通知書)

**第5条** 条例第11条第2項後段の規定による通知は、決定期間延長通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

### (決定期間特例延長通知書)

**第6条** 条例第12条の規定による通知は、決定期間特例延長通知書（別記様式第8号）により行うものとする。

**(事案移送通知書)**

**第7条** 条例第13条第1項の規定による通知は、事案移送通知書（別記様式第9号）により行うものとする。

**(公文書の開示に関する照会書等)**

**第8条** 条例第14条第1項の規定による通知を書面により行うとき、及び同条第2項の規定により通知を行うときは、公文書の開示に関する照会書（別記様式第10号）によるものとする。

2 条例第14条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の開示に関する意見書（別記様式第11号）によらなければならない。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公文書の開示に関する通知書（別記様式第12号）により行うものとする。

**(開示の実施)**

**第9条** 開示決定通知を受けたものは、当該開示決定通知に係る第4条第1項各号の通知書に記載された開示の期間及び場所において、当該開示決定通知に係る公文書の開示を受けなければならない。

2 前項の場合において、議長は、公文書の開示を受ける者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、自ら、又は当該職員に命じて当該公文書の開示を禁止し、又は中止することができる。

3 公文書の写しの交付（条例第15条本文の議長が定める方法を含む。）の部数は、開示決定通知に係る公文書1件につき一部とする。

**(電磁的記録の開示の実施の方法)**

**第10条** 条例第15条本文の議長が定める方法は、電磁的記録を議会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスク等に複写したものの交付とする。ただし、これらの方法により難しいときは、議長が適当と認める方法により行うものとする。

**(審査会に意見を求めた旨の通知等)**

**第11条** 条例第18条第1項の規定による意見の聴取は、公文書開示審査会意見聴取書（別記様式第13号）により行うものとする。

2 条例第18条第3項の規定による通知は、公文書開示審査会意見聴取通知書（別記様式第14号）により行うものとする。

**(審査請求に係る公文書の開示に関する通知書)**

**第12条** 条例第19条において準用する条例第14条第3項の規定による通知は、審査請求に係る公文書の開示に関する通知書（別記様式第15号）により行うものとする。

**(公文書等の写しの交付に要する費用等)**

**第13条** 条例第26条の公文書の写しの交付に要する費用は、当該写しの作成及び送付に要する費用とする。

2 前項の公文書の写しの作成に要する費用は別表に定める額とし、同項の公文書の写しの送付に要する費用は郵便等の実費とする。

- 3 第1項の公文書の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。
- 4 条例第25条の規定により議会が行う情報提供に係る資料の写しの交付を受けようとするものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。この場合において、当該写しの交付に要する費用については、前3項の規定を準用する。

**(開示等の状況の公表)**

**第14条** 条例第27条の規定による公文書の開示等の状況の公表は、宮崎県公報に登載して行うものとする。

**附 則**

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成16年4月1日議会告示第2号)

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則** (平成17年4月1日議会告示第3号)

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則** (平成18年3月31日議会告示第4号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月30日議会告示第4号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月31日議会告示第3号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月20日議会告示第2号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月24日議会告示第1号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年2月7日議会告示第1号)

この告示は、平成31年7月1日から施行する。

**附 則** (令和5年3月30日議会告示第3号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

公文書の種別	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	ア 複写機により複写したもの（単色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 10円
	イ 複写機により複写したもの（多色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 30円
	ウ マイクロフィルム 印刷物として出力したもの	1枚につき 30円
	エ アからウまでに掲げる方法以外の方法により複写したもの	当該複写の作成に要する費用
2 電磁的記録	ア 印刷物として出力したもの（単色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 10円
	イ 印刷物として出力したもの（多色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 30円
	ウ 光ディスク（CD—R 700メガバイト）に複写したもの	1枚につき 80円
	エ 光ディスク（DVD—R4.7ギガバイト）に複写したもの	1枚につき 100円
	オ アからエまでに掲げる方法以外の方法により複写したもの	当該複写の作成に要する費用

備考 用紙の両面を使用して複写又は出力する場合は、片面を1枚として額を算定する。

別記

様式第1号（第2条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

宮崎県議会議長 殿

氏名.....

住所.....

（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

連絡先.....

宮崎県議会情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求する公文書の名称又は内容		
2 開示方法の区分	文書、図面及び写真	(1) 閲覧 (2) 写しの交付
	電磁的記録	(1) 印刷物として出力したもの等の閲覧 (2) 専用機器により再生したもの等の閲覧、視聴又は聴取 (3) 印刷物として出力したもの等の交付 (4) 光ディスク等に複写したもの等の交付
3 郵送による交付の希望	有 無	

(注) 1 2の欄は、希望する開示方法の番号を○で囲んでください。ただし、電磁的記録については、技術的な事情により、希望した方法による開示を実施できないことがあります。

2 3の欄は、いずれか該当するものを○で囲んでください。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示請求書補正要求書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県議会議長

印

年 月 日付けで提出のあった公文書開示請求書については、不備があると認められますので、宮崎県議会情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり補正を求めます。

1 補正を求める事項	
2 補正の期限	年 月 日
3 補正の方法	
4 補正の参考となる情報	
5 担当課	電話（ ） — 内線
6 備考	

（注）この補正に要した日数は、条例第11条第1項に規定する開示決定等の期間に算入されません。

様式第3号（第3条関係）

公文書開示請求書補正書

年 月 日

宮崎県議会議長 殿

氏名.....

住所.....

(法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

連絡先.....

年 月 日付け ー で要求のあった公文書開示請求書の補正については、次のとおりです。

補正の内容	
-------	--

(注) 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

様式第4号（第4条関係）

公文書開示決定通知書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、宮崎県議会情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することと決定したので通知します。

1 公文書の名称		
2 開示の期間及び場所	期 間	年 月 日から 年 月 日まで (閉庁日及び閉庁時間を除く。)
	場 所	電話 ( ) —
3 担 当 課	電話 ( ) — 内線	
4 備 考		

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(注) 1 指定された開示の期間が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課に連絡してください。

2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

様式第5号（第4条関係）

公文書部分開示決定通知書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、宮崎県議会情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することと決定したので通知します。

1 公文書の名称		
2 開示の期間及び場所	期 間	年 月 日から 年 月 日まで (閉庁日及び閉庁時間を除く。)
	場 所	電話 ( ) —
3 公文書の一部について開示をしない理由		
4 担 当 課	電話 ( ) — 内線	
5 備 考		

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(注) 1 指定された開示の期間が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課に連絡してください。

2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

様式第6号（第4条関係）

公文書不開示決定通知書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、宮崎県議会情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことと決定したので通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 開示をしない 理由	
3 担 当 課	電話（ ） — 内線
4 備 考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第7号（第5条関係）

決定期間延長通知書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、宮崎県議会情報公開条例（以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

1 公文書の名称	
2 条例第11条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当課	電話（ ） — 内線
6 備考	

様式第8号（第6条関係）

決定期間特例延長通知書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、宮崎県議会情報公開条例（以下「条例」という。）第12条の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

1 公文書の名称	
2 条例第11条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 公文書のうち相当の部分につき決定をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 公文書の残りの部分につき決定をする期限	年 月 日
5 条例第12条の規定を適用する理由	
6 担 当 課	電話（ ） — 内線
7 備 考	

様式第9号（第7条関係）

事 案 移 送 通 知 書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県議会議長

印

年 月 日付で請求のあった公文書の開示については、宮崎県議会情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

1 公文書の名称	
2 移送を受けた実施機関及び担当部局	電話（ ） — 内線
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした理由	
5 移送前の担当課	電話（ ） — 内線
6 備 考	

（注）この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関において行われます。

様式第10号（第8条関係）

公文書の開示に関する照会書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県議会議長

印

宮崎県議会情報公開条例第5条の規定により、次のとおり（あなた・貴 ）に関する情報が記録されている公文書について開示請求がありました。

つきましては、当該公文書を開示することに関しての御意見があれば、 年 月 日までに、別添「公文書の開示に関する意見書」により意見書を提出してください。

1 公文書の名称	
2 開示請求があった日	年 月 日
3 公文書に記録された（あなた・貴 ）に関する情報の内容	
4 担 当 課	電話（ ） ー 内線
5 備 考	

様式第11条（第8条関係）

公文書の開示に関する意見書

年 月 日

宮崎県議会議長 殿

氏 名.....

住 所.....

（法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

連絡先.....

年 月 日付け 一 で照会のあった件については、次のとおりです。

1 公文書を開示されることについて反対する意思の有無	有 ・ 無
2 開示されることに反対する部分及び反対する理由	
3 公文書の開示に関する意見	

（注）必要に応じて、他の用紙を使用してください。

様式第12号（第8条関係）

公文書の開示に関する通知書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県議会議長

印

年 月 日付けで照会した公文書の開示については、宮崎県議会情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので、同条例第14条第3項の規定により通知します。

1 公文書の名称	
2 決定の内容	
3 開示する部分に記録された（あなた・貴）に関する情報の内容	
4 決定の理由	
5 開示を実施する予定日	年 月 日
6 担当課	電話（ ） ー 内線
7 備考	

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第13号（第11条関係）

公文書開示審査会意見聴取書

文書記号及び文書番号

年 月 日

宮崎県議会公文書開示審査会

会長 様

宮崎県議会議長 印

宮崎県議会情報公開条例第10条第 項の決定について、次のとおり審査請求があったので、同条例第18条第1項の規定により意見を求めます。

1 公文書の名称又は内容	
2 決定の内容	
3 審査請求があった日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	
5 担当課	電話（ ） ー 内線
6 備考	

様式第14号（第11条関係）

公文書開示審査会意見聴取通知書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県議会議長

印

宮崎県議会情報公開条例第10条第 項の決定に係る審査請求について、同条例第18条第1項の規定により次のとおり宮崎県議会公文書開示審査会に意見を求めたので、同条例第3項の規定により通知します。

1 公文書の名称又は内容	
2 審査請求があった日	年 月 日
3 審査請求の趣旨	
4 意見を求めた日	年 月 日
5 担 当 課	電話（ ） — 内線
6 備 考	

様式第15号（第12条関係）

審査請求に係る公文書の開示に関する通知書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県議会議長

印

宮崎県議会情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第 項の決定に係る審査請求については、次のとおりとすることとしましたので、条例第19条において準用する条例第14条第3項の規定により通知します。

1 公文書の名称	
2 審査請求に対する決定の内容	
3 開示する部分に記録された（あなた・貴）に関する情報の内容	
4 決定の理由	
5 開示を実施する予定日	年 月 日
6 担当課	電話（ ） — 内線
7 備考	

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。